



カルテ開示件数

カルテ開示とは、患者の求めに応じて診療録の閲覧・複写交付を行為です。

訴訟目的以外でも、開示可能です。申請後は、主治医・院長・管理者の承認の上、約1週間程度で開示できます（10年以上前の記録の場合、時間がかかる場合があります）。また、個人情報保護を念頭におき、患者本人の同意なしに、患者以外の方へ開示を行う事はありません（死亡患者の親族からの申請の場合は、続柄証明を必要とします）。また、より利用しやすいサービス提供の為、遠方の方からの開示請求に対しては配送で対応などの工夫を行っております。

年推移をみると、2021年（3件）→2022年（1件）に減少しました。

2022年年度からは、院内貸出しタブレットを利用した、無料のカルテ閲覧サービスを開始します。

